

非自発的失業者の方に対する国民健康保険の軽減制度について

平成22年4月から、解雇や倒産など会社の都合で離職を余儀なくされた方（雇用保険の特定受給資格者）や、正当な理由のある自己都合により離職された方（特定理由離職者）について、離職日の翌日の属する月からその翌年度末までの間、国民健康保険税の計算や高額療養費等の所得区分判定において、対象となる失業者の方の前年中の給与所得を30/100として算定します。

この軽減を受けるためには、「国民健康保険特例対象被保険者等に係る申告書」を提出していただく必要がありますので、役場税務保険課または由岐支所住民室で手続きをお願いします。その際には、必ず「雇用保険受給資格者証」を提示してください。

■対象者

以下の要件をすべて満たす方が、この軽減制度の対象者となります（すでに国民健康保険に加入されている方も含みます）。

①雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記に該当する方

- ・特定受給資格者（理由コード） 11 12 21 22 31 32
- ・特定理由離職者（理由コード） 23 33 34

※「特例受給資格者証」や「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象外です。

※失業等給付が終了している場合でも対象となります。

②平成21年3月31日以降に勤務先を離職された方

③離職日の時点で65歳未満の方

■軽減の期間

軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

なお、申告書の提出が遅れても、軽減の対象期間であれば遡って軽減が適用されます。

また、軽減期間中に対象となる失業者の方が就職をしても、勤務先の健康保険等に加入して国民健康保険の被保険者資格を喪失するまでは軽減の対象となります。

※制度の実施が平成22年4月からのため、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職した方の軽減期間は平成22年度末までの1年間です（平成21年度については軽減の対象となりません）。

■軽減対象となる所得

対象となる失業者の方の前年中の給与所得を30/100として算定します。

※前年中の所得を30/100として算定するのは、対象となる失業者の方の給与所得のみであり、その方の給与所得以外の所得（事業所得や年金所得など）や、世帯内のその他の被保険者の方の所得については通常どおり100/100で算定します。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎77-3615

■ 鳴門教育大学の公開講座を美波町で開催します

講座番号 16	発達検査と子どもをつなぐ	講座番号 32	発達に応じた子どもとのかかわり方
講座内容	発達検査の結果を家庭や保育園、幼稚園で過ごす子どもにどう役立てるのかを学びます。	講座内容	年齢、言語発達、発達課題などの子どもの発達のひとつひとつに応じたかかわり方を学びます。
実施期間	7月30日(金) 19:00~21:00	実施期間	12月1日(水) 14:00~16:00
対象者	発達検査に興味を持っている保護者、保育士、幼稚園教諭、保健師等	対象者	子育てをしている保護者、子どもにかかわる保育士、幼稚園教諭、保健師等
受講料	800円	受講料	800円
募集定員	30人	募集定員	30人
担当講師	栗飯原良造 教授 百々 恵子 臨床心理士・発達支援相談員	担当講師	栗飯原良造 教授
会場	日和佐公民館	会場	日和佐公民館
申し込み期間	4月1日(木)~7月16日(金)	申し込み期間	4月1日(木)~11月17日(水)

お申し込み・お問い合わせは

鳴門教育大学 社会連携課社会連携チーム

☎088-687-6101 FAX.088-687-6100

お問い合わせ時間 8:30~17:15（土・日・祝祭日を除く）

★申し込み用のFAX用紙は美波町役場住民福祉課・由岐支所住民室の窓口にあります。

または美波町 由岐支所 住民室 保健師 ☎78-1114